

苫小牧アーティスト・バンクに関する要綱

(目的)

第1条 苫小牧アーティスト・バンク（以下「バンク」という。）は、本市にゆかりのあるアーティストの情報を広く市民に公開、活躍の場を提供することで、創造性豊かな芸術家や指導者の育成及び文化芸術活動の活性化を図ることにより、文化の薫り高く潤いのある市民生活の形成を目指すことを目的とする。

(事務局)

第2条 バンクの事務局（以下「事務局」という。）は、苫小牧市教育委員会生涯学習課内に置く。

(登録)

第3条 バンクへの登録を希望するアーティストは、登録申込書及び写真など活動の様子がわかる資料（団体においては、規約や会員名簿など）添付のうえ、事務局に提出しなければならない。

2 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

3 バンクに登録できるアーティストは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）本市にゆかりのある（在住・在勤・在学・出身者、活動の拠点を置いている）文化団体及び個人とし、文化・芸術活動を行う者とする。

（2）市民の依頼に応じて演奏・演技・講演会などの実施、また、ワークショップなどの体験プログラムが可能であることとする。

（3）その他、事務局が適当と認める団体及び個人とする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、バンクへの登録を拒否することができる。

また、登録後においても次の各号に該当することが判明したときは、抹消する。

（1）偽りまたは不正の手段により登録したとき。

（2）政治もしくは宗教活動を目的としたとき。

（3）営利活動を主とした目的のとき。

（4）青少年の健全育成を阻害またはその恐れのあるとき。

（5）その他、事務局が不適当と判断したとき。

5 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

(通知・公開)

第4条 事務局は、登録申込のあった文化団体及び個人（以下「登録申込者」という。）をバンクに登録したときは、登録通知書にて通知する。

また、登録申込者の同意を得ている情報（氏名・写真・ジャンル・プロフィール・アピールポイント等）については、市のホームページ等で公開する。

2 事務局は、登録申込者をバンクに登録しなかったときは、その理由を付して登録申込者へ通知する。

(登録内容の変更)

第5条 バンク登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、登録内容変更申請書にて、速やかに事務局へ申請する。

2 事務局は、前項の規定により、登録者から変更の申請を受けたときは、随時登録情報を変更する。

(登録情報の更新)

第6条 事務局は、定期的にバンク登録者に対し更新確認を行う。

(登録の抹消)

第7条 バンク登録者は、登録を抹消するときは、抹消届出書を事務局へ提出する。

2 事務局は、登録を抹消したときは、その旨を登録者へ通知する。

3 事務局は、第3条第4項の各号のいずれかに該当したときも、前項と同様に登録者へ通知する。

(利用方法)

第8条 市民が開催する催し物・発表会・行事等にバンク登録者を招聘することができるとともに、苫小牧市教育委員会が主催する事業などにおいて、積極的に活用する。

(登録者の招聘)

第9条 招聘を希望する市民は、事務局へ依頼するが、事業実施に関する事項については、当事者間で行うこと。

(経費)

第10条 バンク登録者を招聘するにあたって発生する経費については、当事者間で相談、決定のうえ、招聘する団体及び個人が負担する。

(個人情報)

第11条 バンクを通じて知り得た個人情報については、この要綱に規定する目的以外には利用しない。

(免責)

第12条 事務局は、故意または重大な過失がない限り、登録者及び利用者並びに第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月26日から実施する。

この要綱は、令和5年2月17日から実施する。